

重度障害者（児）医療費助成制度における 精神障害者の適用改善に関する意見書

静岡県における重度障害者（児）医療費助成制度は、昭和 48 年に事業開始されたが、精神障害者に対しては、ようやく平成 24 年 10 月から手帳 1 級所持者に適用されるようになった。しかし、平成 18 年からこの問題について要望を続けてきた社団法人静岡県精神保健福祉会では、少なくとも精神障害者手帳 2 級及び 3 級所持者の精神科入院医療費をこの制度の対象に加えるべきと主張している。

精神障害者の場合、その病状、症状は常に一定であるとは限らないため、障害程度の判定作業も複雑で、微妙な要素を持っており、認定された等級が障害の実態を適切に反映していないケースもあり得る。

社団法人静岡県精神保健福祉会が平成 22 年に行った実態調査の結果を見ると、一般的に症状の重さの指標となる入院経験者の割合は、1 級所持者が約 45%であったが、2 級及び 3 級所持者でも約 16%であったこともそれを裏づけるものである。また、平成 22 年の厚生労働省データによると、県内の 1 級所持者は、手帳所持者の約 10%で全国平均 16.8%をかなり下回っている。

これらの実態から、家族会は精神障害者の病気の回復は必ずしも順調な過程をたどるものではなく、種々の原因により、再発・悪化したときは入院を余儀なくされ、このような場合は一時的にも「精神疾患の重度状態」というべきであると主張している。

また、入院を経験するような状態のほとんどの精神障害者は、就労が困難で障害年金程度の収入しかなく、とりわけ入院医療費の負担は障害者家庭に重くのしかかっているのが実情である。

これらを考慮すれば、静岡県の重度障害者（児）医療費助成制度においては、精神障害者手帳 1 級所持者に加え、2 級及び 3 級手帳所持者の精神科入院医療費についても対象に含めるよう制度を改めるべきであると考える。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成25年 6 月28日